

平成 25 年 6 月 25 日

法務省 ADR 法に関する検討会 御中

全国社会保険労務士会連合会

「社労士会労働紛争解決センター」の運用状況報告について（参考）

平成 25 年 6 月 1 日現在、42 都道府県社会保険労務士会と当連合会において社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）が法務大臣の認証及び厚生労働大臣の指定(社労士法第 2 条 1 項 1 号の 6)を受け民間型認証 ADR 機関として運用を開始しております。

つきましては、本年 7 月に開催予定の ADR 法に関する検討会における「隣接法律専門職種の認証 ADR 事業者」に対するヒアリングにあたり、全国の解決センターの運用状況を同検討会が示したヒアリング項目に沿って概要を下記のとおりご報告いたしますのでご参考にいただければ幸いです。

## ヒアリング項目

### 1 認証 ADR の手続の実際について

#### Q1 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

- ・ 解決センターは、個別労働関係紛争（労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争をいう。）のうち、民事上の紛争として当事者が和解できる事案をあっせんの対象としている。
- ・ 主に、解雇、退職、雇い止め、賃金、割増賃金及びサービス残業等を巡る個別の労使紛争について最終的には解決金をもって和解する。

#### Q2 相談の受付状況、相談から ADR 手続への流れ

- ・ 本年 4 月から労使トラブル解決のための電話相談専用「職場のトラブル相談ダイヤル」を連合会に設置して全国から相談を受け、相談者の住所地の解決センターの利用を勧めている。
- ・ 社労士会総合労働相談所（47 都道府県に設置）の相談事案から個別労働関係紛争であり民事上の紛争として当事者が和解できる事案について解決センターの利用を勧めている。
- ・ 平成 25 年 6 月 1 日現在、青森県、岩手県、栃木県、大分県及び佐賀県を除

く 42 都道府県に解決センターを設置している。

- ・平成 25 年 6 月 25 日現在あっせん申立件数（全国）は累計 333 件である。
- ・平成 24 年 12 月末現在、あっせんを終了した 226 件について調査したところ申立人の内訳は現役労働者 約 11%  
休職者 約 3%  
退職して 1 年以内の元労働者 約 70%  
事業主 約 12% であった。

### Q3 申立が簡易にできるようにするための工夫

- ・ HP に「あっせん申立書」の記載例、あっせん申立書用紙を掲載している。
- ・相談を受けた相談員が、あっせん申立内容（紛争の概要、解決を求める事項）について下書きをするなどのサポートをしているところもある。
- ・「職場のトラブル相談ダイヤル」を経由してのあっせん申立希望者については、電話を受けた相談員が「紛争の概要」、「解決を求める事項」についてのメモを作成してあらかじめ管轄の解決センターに FAX し、あっせん申立の効率化を図っている。

### Q4 相手方の応諾を取り付けるための工夫

- ・相手方に対して、文書のやりとりだけでなく事業者（センター長又は運営委員）による丁寧な説明をしている（主に電話によるが、相手方が不応諾若しくは意思表示に躊躇している場合は、訪問してあっせん制度のメリットを説明する場合も少なくない。）。
- ・応諾率 61%（平成 24 年度労働局の紛争調整委員会の参加とほぼ同率）

### Q5 和解の仲介手続における工夫

- ・あっせん期日の冒頭、あっせん委員から当事者に対しあっせん制度の趣旨及び互譲の精神について説明している。
- ・和解が見込まれる事案については、次回期日を設定している。（3 回目のあっせん期日で解決金の折り合いが付き和解成立の事案も報告されている。）
- ・あっせん委員の熱意と粘り強い説得で和解を成立させている。（解雇に伴う解決金を請求するあっせんについて午後 1 時から午後 6 時まで 5 時間かけてようやく和解できた事案も報告されている。）
- ・和解成立率 38%（平成 24 年度労働局の紛争調整委員会の合意成立を 1 ポイント上回る。）
- ・受理決定から概ね 1 ヶ月後、あっせん期日を指定している。

#### **Q6 成立した和解の実効性を確保するための工夫**

- ・ 和解条項に信義則の文言を入れているケースもある。
- ・ 成立した和解を債務名義（簡裁へ即決和解の申立又は公証役場において執行認諾文の付与）にする方法を説明している。
- ・ 解決センターにおいては、金銭解決による和解が多いので今後は履行の確保の方法として「執行力の付与」について検討されるべきである。
- ・ 現在では事件数も少ないことから和解条項が履行されなかった事例は報告されていない。

#### **Q7 当事者の負担する費用**

- ・ 申立費用は、各解決センターで異なっており 1,050～10,500 円までと幅がある。ただし、半数以上の解決センターにおいては、国民に対する社会貢献とあっせん制度の周知ということで当分の間、無料化を図っている。

#### **Q8 守秘義務が問題となった事例**

- ・ 今のところ守秘義務が問題となった事例は報告されていない。

#### **Q9 代理人の選任状況**

- ・ 平成 24 年 12 月末現在、あっせん終了した 226 件について調査したところ代理人選任率 22%（うち特定社労士 18%）である。
- ・ 特定社労士の代理人選任率が低い理由は、紛争の目的価額が 60 万円を超える場合には、特定社労士が単独で代理することはできず弁護士との共同受任が必要という制約がある（社労士法第 2 条第 1 項第 1 号の 6）ためである。連合会ではこの制約は、即時撤廃されるべきとして行動している。

#### **Q10 ADR 法上の特例(時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用)の利用状況**

- ・ 今のところ利用状況は報告されていない。

#### **Q11 利用者の利用のきっかけ、実施した ADR 手続等に対する評価**

- ・ HP、インターネット広告、紙ポスター、チラシを媒体として総合労働相談所を経由しての申立が 51%、社労士個人が顧問先又は HP 等からの依頼による申立が 40%である。
- ・ 利用者からは、垣根が低く費用対効果が高い。早期解決が図れる。社労士があっせん委員になることで給与関係、社会保障関係の実務的対応が迅速にできる。あっせん委員が親切など好評である。

- ・一部の解決センターにおいては労働局のあっせんに比べ、和解が見込まれる場合はあっせん期日を複数回開催するなどにより応諾率、和解成立率が高いと評価を受けている。

## **Q12 手続・結果概要の公表**

- ・結果概要（統計）については、法務省 HP「かいけつサポート」掲載以外には特に公表していない。
- ・あっせん申立の方法等の手続規程等は各都道府県社労士会 HP に掲載しているところもある。

## **2 認証 ADR の利用促進について**

### **Q1 広報、専門・得意分野の PR**

- ・HP、インターネット広告、紙ポスター、チラシによる PR。
- ・社労士個人の HP による PR。利用者からの口コミ。
- ・法テラスによる PR（労働問題の問い合わせは解決センターを案内）。
- ・経営者団体（商工会議所、中小企業団体中央会など）による PR
- ・一部地域においてはテレビ CM による PR（社労士業務の一部として）。
- ・国の責務において ADR の普及啓発のためインターネット、テレビ、ラジオ、新聞等を通じた広報活動を実施すべきである。

### **Q2 他機関との連携**

- ・各都道府県労働局管内で組織されている労働局管内労働関係機関連絡会（労働局、裁判所、弁護士会、司法書士会、社労士会、自治体所管部署など）における情報交換を年 1 回行いお互いに連携を図っている。
- ・法テラス地方事務所が開催する連絡会にチラシ等を持参して情報交換している。
- ・一部の解決センターにおいては、商工会議所と連携して経営者向けに制度の周知活動をしている（反響あり）。

## **3 認証 ADR の運用について**

### **Q1 組織・体制**

- ・認証当時の組織・体制で不都合はない。

### **Q2 財務状況**

- ・一部の解決センターを除き、運用にかかる経費は全額事業者が負担しており、利用者の負担はない。今後は利用者の増加に比例して支出が増加する。将来的には国から補助的な予算措置が望まれる。

### **Q3 手続実施者等に対する研修等**

- ・大学教授又は、弁護士に講師をお願いして研修を年 1 回程度実施している解決センターが多く存在する。
- ・JIRRA 労使関係研究協会の研修会に自主的に参加している社労士も多くみられる。
- ・連合会の会員専用 HP に動画による研修教材「労働紛争解決業務」の掲載

## **4 認証 ADR の認証・監督手続について**

### **Q1 認証・監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容**

- ・事業者において、事情変更があった場合は、その都度、遅滞なく法務大臣にその旨を届け出ることになっているが、役員の改選時（2 年ごと）などにはその作業が非常に負担になっている。その事業年度に変更のあった事項については、年 1 回事業報告とともに提出すれば足りるよう、要望する。

## **5 認証 ADR 制度の問題点について**

### **Q1 制度の改善を要すると考える点やその理由・具体的な事例等**

- ・法 13 条（変更の届出）について改善を求める。  
法 13 条は、事業者に対し事情変更があった場合は、その都度、遅滞なく法務大臣にその旨を届け出ることになっているが、その作業負担が非常に大きいのでその事業年度に変更のあった事項については、年 1 回事業報告とともに提出すれば足りるよう、改善を求める。
- ・解決センターの事務所経費、弁護士の助言措置に要する費用、あっせん委員の謝金など、事業者の負担が大きいため、利用者に対する民事法律扶助制度の適用等、経費面における国の支援をお願いしたい。